

農地等の権利移動の許可申請書

令和 5年 9月 1日

明石市農業委員会会長 様

(農委受付欄)

申請者

買う人、借りる人について記入します。

譲受人氏名

兵庫 太郎

譲渡人氏名

明石 一郎

売る人、貸す人について記入します。

該当するものを○で囲みます。

該当するものを○で囲みます。

下記のとおり農地・採草放牧地の権利を移転・設定するについて許可を受けたいので、農地法第3条第1項及び農地法施行令第1条の規定により申請します。

記

1 権利の種類 (該当するものを○で囲むこと)	所有権・永小作権・ 賃借権 ・使用貸借権・その他 ()							
2 申請当事者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) <small>※国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください</small>	区分	氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	国籍等 <small>在留資格又は特別永住者</small>				
	譲受人	兵庫 太郎	明石市中崎1丁目5番1号					
	譲渡人	明石 一郎	明石市相生町2丁目5番15号	所有権移転の場合のみ記入します。				
3 申請に係る土地の所在、字、地番、地目、面積並びに所有者及び所有権以外の使用収益を目的とする権利の設定を受けている者の氏名又は名称	所在	明石 市 大久保 町 大窪						
	字	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使用収益を目的とする権利	
			登記簿	現況			権利の種類及び内容	権利者の氏名又は名称
下神田	612-1	田	田	1,500	明石一郎	譲渡人が所有権者以外の時に記入します。		
下神田	612-2	田	田	1,000	明石一郎			
土地の登記事項証明書により記入します。								
4 権利を移転し又は設定しようとする契約の内容	権利を移転し又は設定しようとする時期		権利の移転若しくは設定の価格又は賃借料		左の10a当たりの価額		備考 (賃貸借の期間、その他)	
	令和5年10月1日		30,000円		20,000円		6年間	
	令和5年10月1日		10,000円		10,000円		6年間	

譲受人とその家族が所有している農地（貸付地含む）で耕作されていないものがあれば「非耕作地」欄にその面積を記入します。※農業委員会で詳しい事情を伺います。

5 譲受人又はその世帯員等が現に所有し、又は所有権以外の使用収益を目的とする権利を有している農地等の利用の状況	区 分		所 有 地			所有権以外の使用収益を目的とする権利が設定されている土地			備 考
			自作地 (㎡)	貸付地 (㎡)	非耕作地 (㎡)	自作地 (㎡)	貸付地 (㎡)	非耕作地 (㎡)	
	農地	田	2,000			1,000			譲受人とその家族に借入地があるときに記入します。
		畑	500						
		樹園地							
	採草放牧地								
合 計		2,500	—	—	1,000	—	—		
6 譲受人又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械等の所有の状況農作業に従事する者の数等	(1) 作付(予定)作物								
	区 分		作 付 (予 定) 作 物				作物別の作付面積 (㎡)		
	農地	田	水稻 白大豆				3,000 2,500		
		畑	野菜				500		
		樹園地							
	採草放牧地								
	(2) 機械等								
	機械及び家畜の種類		トラクター	田植機	コンバイン	管理機	播種機		
	所 有	確 保 済	30ps 1台			2.4ps 1台			
		確 保 予 定							
	リ ー ス	確 保 済		作業委託	作業委託		作業委託		
		確 保 予 定							
確保予定の機械等に係る資金調達計画（自己資金、借入れ等）									
(3) 農作業に従事する者									
権利を取得しようとする者の農業等の経験						農業従事経験45年			
世帯員等以外による労働力	区 分	人 数			農 業 経 験 の 状 況 等				
	常時雇用	現 在 (0) 名							
		増員予定 (0) 名							
	臨時雇用	現 在 (1) 名			農業従事経験40年				
増員予定 (1) 名			農業従事経験40年						

7 農地所有適格法人の要件に関する事項	別紙1のとおり				
8 譲受人又はその世帯員等による耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況	氏 名	年 齢	譲受人との続柄	職業	年間農作業従事日数
	兵庫 太郎	65	本人	小売業 兼農業	150
	兵庫 花子	60	配偶者	小売業 兼農業	100
	計 人（専業者 0 人 兼業者 2 人 その他 0 人）				
9 譲受人又はその世帯員等が権利の取得後に行う耕作又は養畜の事業が、周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び講ずる措置	区 分	有・無	内 容	講 ず る 措 置	
	地域の水利調整等への影響	無	水利費の支払い及び水路・農道の清掃や補修については、農会の決定に従う	-	
	地域で慣行的に行われている営農手法への影響	無	農薬や除草剤の使用方法は、地域の防除基準に従う	-	
そ の 他	無				
10 法第3条第3項の規定により使用貸借による権利又は賃借権を設定する場合に関する事項	別紙2のとおり				
11 その他参考となる事項	水稻の田植えと収穫、白大豆の施肥・播種、中耕、収穫作業は、営農組合に作業委託する。米・大豆の乾燥調製については、最寄りのJAを利用する				

連絡・照会先	氏 名	兵庫 太郎
	電 話 番 号	078-918-5063